デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百六十八号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行期日は、令和六年五月二十七日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　河野　太郎
厚生労働大臣　武見　敬三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百六十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年五月二十七日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　武見　敬三

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百七十号

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和六年五月十五日とする。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正